（司法警察員の処置）

第百三十条　［略］

2　司法警察員は、前項第二号に掲げる処置をとるに当たつては、被疑者に対し、次に掲げる事項を教示しなければならない。

［一～三　略］

［3・4　略］

第九章　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

（検察官との協議等における本部長の指揮）

第百八十二条の四　司法警察員は、次に掲げる事項を行うに当たつては、順を経て警察本部長に報告し、その指揮を受けなければならない。

一　刑訴法第三百五十条の六第一項の規定による検察官との協議

二　刑訴法第三百五十条の六第二項に規定する同法第三百五十条の四の協議における必要な行為

（供述の求め）

第百八十二条の五　刑訴法第三百五十条の六第二項の規定による供述の求めは、取調べと明確に区別して行わなければならない。

第十章　［略］

（関連事件の送致及び送付）

第百九十四条　第十二章（少年事件に関する特則）に規定する場合を除き、関連する事件は、原則として、一括して送致又は送付するものとする。

第十二章～第十九章　［略］

［一章ずつ繰り下げる。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（少年警察活動規則の一部改正）

2　少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（司法警察員の処置） **第百三十条**　［同上］ 2　司法警察員は、刑訴法第三十七条の二第一項に規定する事件について前項第二号に掲げる処置をとるに当たつては、被疑者に対し、次に掲げる事項を教示しなければならない。 ［一～三　同上］ ［3・4　同上］ ［一章二条を加える。］	（司法警察員の処置） **第百三十条**　［略］ 2　司法警察員は、前項第二号に掲げる処置をとるに当たつては、被疑者に対し、次に掲げる事項を教示しなければならない。 ［一～三　略］ ［3・4　略］ **第九章**　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意 （検察官との協議等における本部長の指揮） **第百八十二条の四**　司法警察員は、次に掲げる事項を行うに当たつては、順を経て警察本部長に報告し、その指揮を受けなければならない。 一　刑訴法第三百五十条の六第一項の規定による検察官との協議 二　刑訴法第三百五十条の六第二項に規定する同法第三百五十条の四の協議における必要な行為 （供述の求め） **第百八十二条の五**　刑訴法第三百五十条の六第二項の規定による供述の求めは、取調べと明確に区別して行わなければならない。 **第十章**　［略］ （関連事件の送致及び送付） **第百九十四条**　第十二章（少年事件に関する特則）に規定する場合を除き、関連する事件は、原則として、一括して送致又は送付するものとする。 **第十二章～第十九章**　［略］ ［一章ずつ繰り下げる。］
（準用規定） **第二十六条**　触法調査については、この節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、犯罪捜査規範第十二章の例によるものとする。	（準用規定） **第二十六条**　触法調査については、この節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、犯罪捜査規範第十一章の例によるものとする。

告　示

○外務省告示第百七十九号

平成三十年四月二十六日にカンパラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

平成三十年五月十五日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、ウガンダ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウガンダ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百三十六億五千九百万円（一三、六五九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、カンパラ首都圏送変電網整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従つて、ウガンダ共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ウガンダ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ウガンダの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ウガンダ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（特に、国際競争入札の手続であつて、当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべきものを定める。）に従つて調達されることを確保する。

5　ウガンダ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課すことも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウガンダ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウガンダ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。